

## 【参考資料】仕入控除税額(返還額)の計算方法

補助金の返納が生じない場合 (以下の例文を参考に 6仕入控除税額の概要に記載すること)	
1	消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
2	簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
3	特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない (ただし医療法人についてはこの条件はない)
4	補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない
5	補助金の用途が非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない

補助金の返納が生じる場合		
1	課税売上割合が95%以上の場合	$\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{返納額}$ (円未満切捨)
2	個別対応方式の場合	AとBの合計額 A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{返納額}$ (円未満切捨) B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{返納額}$ (円未満切捨)
3	一括比例方式	$\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{返納額}$ (円未満切捨)